

## 立憲主義に基づく憲法論議を求める意見書（案）

本年は、大東亜戦争の終結から80年目の節目を迎える。

戦後、内閣と参議院に設置されていた憲法調査会が廃止された後、衆参両院において憲法審査会が設置され、憲法論議がなされてきたが、それらは改憲か護憲かの不毛な論争に終始し、日本国憲法（以下「現行憲法」という。）に憲法としての効力が認められるのか、という根本的な論争がこれまで一度もなされてこなかった。

そもそも現行憲法は非独立状態の占領統治下で制定されたもので、「陸戦ノ法規慣例に関する条約」の付属書「陸戦ノ法規慣例に関する規則」第43条からして制定できないものであることに加えて、大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」という。）第73条の天皇の改正発議権をGHQが侵害した上、国家の変局時には憲法と皇室典範を変更することを禁じる趣旨の帝国憲法第75条にも反していることから、憲法としては無効であって、帝国憲法第76条により講和条約（東京条約）の限度内で認められるに過ぎない。

要するに、我が国は帝国憲法第13条の講和大権に基づきポツダム宣言を受諾し降伏文書に調印して、占領政策を受け入れ、講和条約を締結して主権を回復したのであるが、交戦権（講和権）のない現行憲法では独立することはできず、帝国憲法が現存していたからこそ独立できたのである。

そのため、講和条約が発効した昭和27年4月28日の主権回復とともに、帝国憲法に基づき現行憲法の無効が宣言され、帝国憲法が復元した後に改めて憲法改正をすべきであったが、敗戦利得者たちによるこれまでの国政支配が、それを不可能にしてきたのは痛恨の極みである。

なお、現在の政治腐敗を始め、国難ともされる様々な多くの問題は、現行憲法を憲法として受け入れていることに起因するものであるから、現行憲法は講和条約の範囲でのみ有効であり憲法としては無効であることを前提として、独立国として改めて帝国憲法の復元改正を行うことが必要となる。

よって、国におかれては、正しい法理論、すなわち立憲主義に基づいた憲法論議がなされるよう、戦後80年目の節目を迎えるに当たり強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣